

## 港北区寄り添い型学習支援事業受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「港北区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱」（以下「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、「港北区寄り添い型学習支援事業委託」を公募型プロポーザル方式による受託候補者特定のための手続き等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるものを除き、この実施要領に定める。

### (審議事項)

第2条 委員会要綱第8条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル評価方法の決定
  - イ 提出要請書の審査
  - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 受託候補者の選定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

### (提案資格)

第3条 取扱要綱第7条に定められた当該契約に対応する種目は、「その他の委託等」とし、これについて登録されている法人であるか、又は、入札参加資格審査申請の随時申請を行う法人であることを提案資格の条件とする。

### (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 法人の概要・事業実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の具体的な提案内容と実施手法
- (5) 当該業務の管理運営体制
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該事業に対する理念及び実施方針の妥当性・実現性等
  - (2) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
  - (3) 業務管理運営及び体制の妥当性・実現性等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人（以下、「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。
  - 4 評価の採点が同点の場合は、選考委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。
  - 5 提案者が1者の場合にも評価を実施する。ただし、総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が60%に満たない場合は、提案者を特定しない。
  - 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	港北区総務課長
副委員長	港北区福祉保健課長
委員	港北区地域振興課長、港北区高齢・障害支援課長、港北区こども家庭支援課長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
  - 5 委員長は、評価結果を港北区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認結果の通知)

第7条 取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(選定の効力)

第9条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により、受託候補者として特定した法人（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって区との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) 第4条に規定する提案書に虚偽の記載があったとき
- (4) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき

3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続きへの参加資格並びに運営法人選定の効力を取り消す。

(その他)

第10条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和7年10月31日から施行する。